



広報

あい

こうか

1/15

No.158



CONTENTS

いつまでもいきいきと

—高齢者介護予防ボランティアポイント制度—	2
合併特例債の使い道と今後の予定	4
元気なまちかど	8
所得税の確定申告・住民税申告のご案内	14
情報のまど	18
ものづくりこうか	24

市では、高齢者の方に健康で生きがいを持って元気に過ごしていただくための取り組みの一つとして、昨年8月から「高齢者介護予防ボランティアポイント制度」をスタートさせました。

現在25名の方が登録され、市内14施設のうち希望する施設や活動内容でボランティアとして活躍されています。世代が近いということにより、コミュニケーションも取りやすく、各施設で好評を得ています。

今回は、この制度を利用し、ボランティア活動をされている皆さんの一例を紹介します。

■高齢者介護予防ボランティアポイント制度とは

この制度は、高齢者の方にボランティア活動を通して地域貢献や社会参加をしていただくとともに、普段から体を動かすことによるご自身の介護予防や健康づくり、ポイント制度による楽しみ、また、人の役に立てる喜びや使命感を感じることでより生きがいを得るなど、有意義で健康に過ごしていただくことを目的としています。

制度の仕組み

- 【対象者】 市内在住の65歳以上の介護保険の認定を受けていない方
- 【対象施設】 市内の所定の介護保険適用施設、障害者施設など
- 【活動内容】 話し相手や傾聴、施設内の移動介助、施設内外の清掃、食事の配膳、レクリエーションなどの参加支援や催しの手伝いなど
- 【ポイント制度】 対象の方が、指定の福祉施設でボランティア活動をすると、活動時間に応じてポイントを貯めることができ、ポイント数に応じて市の特産品と交換できます。
※1時間が1ポイントとして換算され、1日に2ポイントまで貯められます。貯めたポイントは、年度末に10ポイントごとに特産品(米、茶、信楽焼きなど)と交換ができます。ただし、年間50ポイントを上限とします。
- 【登録方法】 長寿福祉課地域支援係で登録申請手続きを行ってください。また、申請後、ボランティア保険の加入と研修会(1日のみ、2時間程度)の参加が必要です。

※詳しくは、長寿福祉課までお問い合わせください。

利用者さんと一緒に作品づくりに取り組む



小川和子さん

10月から土山町の障害者支援施設「るいごう園」で、編み物などをし、同園の手芸部の活動をサポート。週に3から4回、2時間程度活動している。

今では不自由なく日常生活が送れるまでになりましたが、私自身にも障害があり、いつ何時、ボランティアのお世話になるか分からないと思いつき、元氣な時に人のお世話をさせてもらうのは、幸せなことだと考えて活動を始めました。

編み物などの趣味を活かして、楽しく、気楽にさせてもらっています。

手芸部で作成されたものは、道の駅や文化祭に出品し、販売もされます。先日行われた文化祭でも、多くの方が手に取ってくださったそうです。利用者の方々と一緒に作った作品が地域

に広まっていくと思うと、やりがいを感じます。

また、作業中の会話も楽しみで、今では皆さんから「明日も来るの」と心待ちにされているのが嬉しく、私も次に行くのを楽しみにしています。

楽しみながらの活動なので、気付いた時にはポイントが、既に50ポイント近く貯まっています。何がもらえるか、楽しみにしています。

この制度は、自分のペースで楽しみながら活動できるのが良いところだと思います。これからも楽しんで続けていきたいと思っています。



▲手芸部の活動をサポートする小川さん

ハーモニカで癒しと元気を



植野畑 士郎さん

10年程前から老人ホームなどでハーモニカの演奏を行うほか、体の不自由な人の生活を手助けする自働具を作成するボランティアグループ

ープに所属し、自働具の開発、作成や車いすのメンテナンスを行う。

家内を病気で失い、つらい時期もあったのですが、助けが必要な方の力になりたいという思いから始めたボランティア活動をきっかけとして、自身自身が前向きに、充実した生活が送れるようになりました。

ハーモニカの優しい音色は、聞いてくださる方の癒しになればと思っています。また、リクエストを受けたり、演奏の合間に話しかけたりするなど、何よりもコミュニケーションを大切に

し、皆さんを元気づけるよう心がけています。

私自身にも持病があり、無理をしないよう常に気を付けていますが、皆さんの喜ぶ顔を見る度に嬉しさがこみ上げ、これが「病気に一番良い薬」ではないかと感じています。

ポイントについてはあまりこだわっていませんが、この制度で活動の場が広がり、一人でも多くの方を元気づけることができればという思いで、これからも続けていきたいと思っています。



▲お年寄りになじみの深い曲を次々と演奏する植野畑さん

ボランティア活動で心と体の健康づくり



小川清子さん

10月から碧水荘デイサービスセンターで清掃補助などを行う。週に1回、1時間程度活動している。

以前からボランティア活動に興味があったのですが、始めるきっかけがなく、この制度を知ってすぐに応募しました。

清掃では、特に風呂場の掃除を担当しています。初めは、望まれていることができるか不安があったのですが、回数を重ねるごとに要領も分かり、職員の方から「次も来てもらえると声をかけられると、役割ができたのかなと実感し、嬉しく思いました。

ポイントとして手帳にスタンプが増えるのは、活動が目に見える形で評価

してもらっているようで張り合いにもなりますし、「20ポイントまで頑張ろう」というように、すぐ先の目標としても活用できます。

普段から、体を動かすことを心がけ、積極的に外出するようにしています。今回のボランティア活動については、そのひとつだと思っています。

自分が健康な間は、続けていきたいですし、他にも利用者さんの見守りなど、コミュニケーションがとれるような活動もしてみたいと思っています。

■皆さんも参加しませんか

ボランティア活動は、まずは健康であること、無理をせずに何よりも自ら楽しむことで

いただくことが大切です。培われてきた貴重な経験や技術を活かす場であり、また、特に資格や技術が無くても気持ちさえあれば参加することができます。

ボランティア活動をする側も、受ける側もお互い元気を分け合って、健康でいきいきとした人生になるよう、自分にできることから始めてみませんか。



▲スタンプを集める「ポイント手帳」

問い合わせ
長寿福祉課 地域支援係
☎65・0699 ☎63・4591

有利な合併特例債

市民の安全・安心を守り 次世代のために計画的に活用

都道府県や市町村は、4月から翌年3月までを一年の会計年度として、定められた予算に基づいて行政運営を行います。

特に、住民に最も身近な市町村では、議会で認められた予算に基づき、暮らしに密着したあらゆる分野での事業を実施し、市民の安全・安心を守り、将来の世代のこともしっかり考えながら、特色あるまちづくりに取り組んでいます。甲賀市でも平成23年度は一般会計予算で346億円という規模でスタートし、教育や福祉、産業、保健、土木、交通、コミュニティなど幅広い数多くの事業を進めています。

予算では、どのような事業が盛り込まれているかという歳出(支出)に皆さんの関心が集まりがちですが、確かな歳入(収入)が見込めないことには成り立ちません。

歳入には、市民皆さんや市内事業所などからお預かりする税を中心に、国や県からの交付金や補助金、寄付金やその他収入、市債(借入金)などがあります。

この内、市債では、合併した市や町だけに認められた合併特例債というものがあります。今月号では、甲賀市が合併特例債をどのように活用しているのかをご説明します。

◆返済金の大部分を国からの地方交付税でカバー◆

もともと市町村では学校や道路など長い期間使用する公共施設を整備する時には、市債(借入金)を活用します。これは、単に「多くのお金がかかるから」という理由だけではなく、その施設を建設する経費を、今後利用する将来の住民の方にも公平に負担していただくという

理由からです。

合併特例債は、市債の中でも、甲賀市のように特に合併した市に限って認められるもので、合併後の市の振興や旧町間の格差をなくすための事業に活用できます。他の市債と違い、事業費の95%を借り入れることができ、借入金を毎年

度分割して返済する際、利息を含めた返済金の7割が国からの地方交付税でカバーされるという大変有利な制度です。では、一般的な市債と合併特例債と比べて場合に、どれくらい市の実質の負担に違いがあるのかをご紹介します。

国や県の補助制度のない公共施設を整備するのに10億円の事業費がかかると思います。合併特例債が使えない場合、一般的な市債によって資金を借り入れ

ることになります。この場合、ルールによって75%を限度として、7億5千万円を借り入れることができます。(※事業によって割合は異なります。)年利1.5%、返済期間10年(1年据置)で試算すると、利息が約6千万円かかります。つまり、10億円の事業費に対して、約10億6千万円の市の実質負担が必要になります。これに対して、合併特例債を使った場合は、9億5千万円の借り入れた元金と利息の約8千万円に対して7割が地方交付税として交付されますので、市の実質の負担は約3億6千万円となります。すなわち、3分の2の国庫補助が得られたと同等の結果となります。

■負担はできるだけ先送りしない

それでは、どんな事業にもこの有利な借り入れである合併特例債を使えるかというと、そうではありません。合併時に定められた新市建設計画に基づき、特に必要な事業の財源として活用することの条件があります。さらに、有利な借り入れといっても残りの3割については、いずれ税金から返済していかなければならない借り入れですので、財政状況や市民生活の向上、市の発展のために計画的な使い方が大切になります。

合併時に定められた新市建設計画では、278億9千万円の合併特例債が予

◆知恵を絞って住みよいまちづくりへ◆

定されていました。しかし、甲賀市では、できるだけ将来の世代に、負担を先送りしないという考えのもとに、借入金を少なくしようと努めています。このことが、市の財政基盤の強化につながるの考えのもとに、これまで、小中学校の耐震化やバリアフリー化、市道の改良、駅舎や駅前駐車場の整備、あいこうか市民ホールの改造など、暮らしの利便性と安全安心を高める事業に優先順位をつけながら、合併特例債を活用してきました。その総額は、平成22年度末までに53億1千万円余りとどめています。

合併特例債は、合併した市や町がいつでも活用できるものではありません。現在のところ、合併以降10年間の制度を活用できる期間と定められていますので、甲賀市では平成26年度で使いなくなってしまうです。これ以降は、先程ご紹介した有利な借り入れである合併特例債の活用ができなくなるため、国の補助制度がなかったり、少なかったりする事業は、実施することが非常に難しくなります。そのため、合併特例債を活用

できる期間を見据えながら、市の将来のために有効に活用していく必要があります。特に、昨年3月11日に発生した東日本大震災は、想定をはるかに超えた震災であり、市の災害対策を見直し、防災・減災対策をできるだけ早く確立しなければなりません。現在、合併特例債を活用して、進めている地域情報化基盤整備事業も、市内共通の情報伝達媒体を持たない甲賀市にとって、いつ発生するか分らない自然災

合併特例債活用事業の一例

■東部小学校給食センター建設事業



■貴生川小学校校舎改築事業(耐震化工事含む)



■甲南中部小学校バリアフリー化事業



■寺庄駅周辺地区整備事業



■あいこうか市民ホール大規模改造事業



お問い合わせ
財政課 財政係
☎ 65・0676
☎ 63・4561



つなげよう みんなのやさしい心の輪

甲南第一地域市民センター
甲南第一小学校
で12月2日、「やさしい心」の輪
くもり集
会が開
かれま
した。
この集
会には、

権週間にあわせ開催されているもので、各学年による児童発表が行われました。
「めざせようバリアのなご町」では、気づき・考え・行動することや、「ふるさとに学ぶ」では、天保義民で先人が成し得た偉業など地域のことを自分たちで調べ、学び、そして伝え、繋げていく取り組みとして毎年続けられてきました。
参観に来られた保護者の皆さんが熱心に聞き入っておられるなか、元気な声が体育館いっぱいに響きました。



地元サービスの 『しょうが湯』でホッカホカ

土山地域市民センター
12月23日、「ゴミを
拾いながら
タスキをつ
なぐ」もつ
一つの東海
道駅伝が
開催され、
土山町伝馬
館前広場が
中継所とな

りました。
当日は、NPO歴史の道東海道宿駅会議「土山町並みを愛する会」「土山学区自治振興会」のボランティアの皆様が、しょうが湯のサービスとゴール地(京都)での優勝賞品の提供をされました。
小雪が舞う中、亀山から伝馬館まで走ってきたランナーは、温かいしょうが湯を飲んで「お腹や身体が熱くホッカホカしてきました」と、心温まるサービスにほっこりとした表情で語られていました。
地域のボランティアの皆様、お疲れさまでした。



岩上イルミネーション 点灯式&コンサート

岩上地域市民センター
12月10日午後5時から6時まで、
「岩上イルミネーション点灯式&コンサート」が行われまし

た。昨年同様、岩上体育館前に設置したイルミネーションを点灯し、その後、岩上在住の大滝えみさんのフルートと男性フォークデュオ「マングローブ」の演奏が行われました。寒い中でしたが、参加いただいた約50人の方は、イルミネーションのあかりをバックに、ロマンティックなひとときを過ごしていただくことができました。イルミネーションは、被災地の復興への願いをこめて、午後5時から10時までの時間帯に、毎日1月7日まで点灯しました。



地域全体で獣害対策を開始

佐山地域市民センター
佐山地域では、20年以上前からニホンザルによる農作物などへの被害に悩まされ続けてきました。丹精込めて栽培した野菜や果物も

収穫前にサルが集団が食い荒らし、住居の屋根を走り回ることもしばしばで、地域の大きな問題となっています。
そこで、佐山学区自治振興会では、地域全体での取り組みを始めました。
エアガンを取り入れたり、獣害対策についての講座を受講したりし、地域を挙げてサルの追い払い対策を練っています。
広い範囲で行動するニホンザルに対し、佐山地域全体が一丸となって取り組むことにより、効果が上がることが期待されます。

古代ロマン漂う里「柏木」

かしわぎ自治振興会

地区内の住民自らが地区の将来像を考えた上でまちづくりを進めようと「かしわぎ自治振興会」が設立されました。

同振興会では、設立準備の段階から、地区内で活動される各種団体やNPO法人などから委員を選出されたほか、公募による委員参画にも取り組まれ、地域の特性を活かしたまちづくりに期待が集まりました。

昨年6月に設立総会が開催され、総会時には、平成25年度までのまちづくり計画を具体的な事業名で報告されるなど、地区内の皆さんに分かりやすいまちづくり計画が示されました。

設立準備委員会でのアンケート実施による地域課題の掘り起こしや、先例地視察によるまちづくりの手法を踏まえ、今後の活動に大きな期待が寄せられています。

自治振興会は、1月15日現在、市の提案23地区の内、22地区で設立されています

かしわぎ自治振興会 福西 義幸会長に聞きました



自治振興会設立に至った経過や ご苦労されたことをお聞かせください

柏木地区では、新しい地域づくり施策である「自治振興会によるまちづくり」について、ひとが交流し活気にあふれるまちを地域の人々で検討していくために、平成22年11月29日に設立準備会を立ち上げました。本会は、区長会をはじめ各種団体から選出された委員と公募による委員から構成され、自治振興会の先例地である伊賀市(西柘植)と名張市(美旗)を視察し、自治振興会を運営していくためのノウハウを研修してまいりました。また、柏木地区の住民を対象にこれからの地域づくりについて、「まちづくりアンケート」を実施し、た

くさんの貴重なご意見をいただきました。こうした取り組みや十数回にわたる会議を経て、昨年6月19日、柏木地域市民センター(柏木公民館)において、「かしわぎ自治振興会」の設立総会を開催いたしました。



すでに事業も実施されているということですが

かしわぎ自治振興会の設立が6月となったことから、各種団体等が主催する事業は、おおむね決定されていましたが、団体等と連携・協力することにより、自治振興会の事業計画を策定することができました。事業の実施においては、柏木地域の安全・環境・体育・文化・健康・福祉・青少年育成など、多方面にわたる地域課題を、自ら考え、自ら行動し、自ら検証し、自ら改善していくことを基本としています。

すでに文化祭、体育祭は実施済みで、3月に防災訓練の実施を予定しています。

今後は安全マップの作成や自主防災組織の連携に取り組んでいきます。また、将来の課題としては産業振興部の設立や、自治振興会から市政への提言なども視野に入れ、幅広い活動ができる組織にしたいと考えています。

かしわぎ自治振興会のPRをどうぞ

市最西部に位置する柏木地域は、泉古墳群をはじめとした首長墓や、大型倉庫建物群のある植遺跡など古墳時代の遺跡が集中する歴史に大変縁のある地域です。

「西の玄関口」として、これが甲賀市だということを訪れる方々に印象づけるための取り組み、またそれにふさわしい地域づくりを行いたいと思います。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 地域コミュニティ推進室
☎65-0687 ☎63-4554

平成24年 経済センサス 活動調査



平成24年2月1日を調査期日とし、全事業所を対象に調査を実施します。事業主の方はご協力をお願いします。

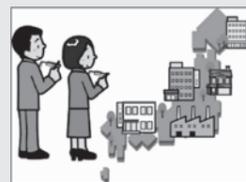
調査の法的根拠
統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として実施します。

調査の目的
我が国の全産業分野における事業所および企業の経済活動の状況を全国および地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎となる情報の整備を図ることを目的としています。

調査の方法
調査員が調査対象事業所に調査票を配付し、記入済の調査票を回収します。なお、特定の事業所については、市区、都道府県、国が調査します。

調査事項
事業所の経営組織、開設時期、従業員数、事業所の主な事業の内容、売上および費用の金額、事業所別売上金額などを記入していただきます。

問い合わせ
総務部 総務課
☎65・0663 ☎63・4561



万一の交通事故に備えてご加入を

交通災害共済

交通災害共済は、一人ひとりが少しずつ掛金を出し合い、不幸にして交通事故にあわれた方に見舞金を送って支え合う、県下全市町で構成している共済制度です。

◆加入いただける方

市内に住民登録または外国人登録をされている方。市内の事務所・事業所・学校などに勤務または在学されている方。

- 年間掛金…1人につき500円
 - 申込期間…平成24年2月1日～
 - 共済期間…平成24年4月1日～平成25年3月31日
- ※途中加入も可能です。

◆加入方法

各区および自治会を通じて、各世帯に加入申込書を配布します。また、市役所窓口や申込先金融機関窓口にも加入申込書を備え付けています。(振込でなく直接窓口でお申し込みください。)

◆申込窓口

- 市役所
水口庁舎内市民窓口センター、土山・甲賀大原・甲南第一・信楽地域市民センター(旧支所)地域振興課
- 金融機関(すべて甲賀市内)
滋賀銀行、関西アーバン銀行、滋賀県信用組合、甲賀農業協同組合、湖東信用金庫、滋賀県民信用組合、近畿労働金庫

◆見舞金の支給対象

共済期間内に道路で起きた車両等による事故で、通院1日目から見舞金の支給対象になります。1日通院された場合、見舞金は2万円です。(対象とならない場合もあります。)

※詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ 生活環境課 生活交通係
☎65-0686 ☎63-4582



アフリカ・ウガンダ共和国で稲作栽培の普及に取り組む

青年海外協力隊 神山理絵さん

市では、一昨年の12月、市職員を対象に「自己啓発等休業制度」を開始しました。

このほど市職員の神山理絵さんが、初めてこの制度を利用して青年海外協力隊に参加し、アフリカのウガンダ共和国に派遣されることとなりました。

神山さんは、今年1月から2年間、村落開発普及員として稲作栽培の普及などに取り組めます。

昨年12月14日に、中嶋市長に出発前の報告をした神山さんは、「現地の人役に立ち、また、この経験を市役所の業務でも活かせるようにしたい」と決意を述べ、市長から「ウガンダの国民の一人になりきって頑張ってください」と激励を受けました。



▲中嶋市長から激励を受ける神山さん

甲賀剣道スポーツ少年団

気持ちを新たに初稽古に臨む

甲賀剣道スポーツ少年団の初稽古が1月3日、油日神社で行われ、小学2年生から6年生までの8名の豆剣士が、早朝の稽古に汗を流しました。精神の鍛錬を目的に始められたこの稽古は、今回で20回を数えます。同少年団は昨年、団体個人ともに全国大会出場を果たし、好成績を収めました。また指導者は、「剣道を通して、礼儀作法や相手を思いやる気持ちを学んでほしい」と語ります。境内には、団員の気合のこもった掛け声や竹刀の音が響き渡っていました。



▲初稽古に励む剣道スポーツ団員



元気なまちかど

曳山の歴史をひもとく

水口曳山祭で巡行する曳山の背面には、華やかな「見送幕」が飾り付けられます。現在16基あるうち、天神町が所有する曳山の「見送幕」と「内幕」(市指定文化財)の調査が、このほど行われました。

この調査は、京都近郊の祭礼幕の調査を行っている財団法人祇園祭山鉾連合会が、日本に渡来した染織品の実態解明を進めるため、市と合同で行ったものです。

同町の「見送幕」は、京都の祇園祭で使用される装飾品にも類例がなく、中国が朝鮮半島で制作された可能性があることが分かり、今後も調査検討が進められます。また、今までも一度も修理されていないため、当時の製作技法を知るうえで、大変貴重なものであるということです。

天神町所有「見送幕」「内幕」合同調査



▲「見送幕(八仙人詩文刺繍)」の調査

夏まつりのにぎわいを真冬に再現

しがらき冬まつり2011

信楽の冬の風物詩「しがらき冬まつり」が12月17日、信楽地域市民センター横の特設会場で開催され、多くの方でにぎわいました。

この催しは、信楽の厳しい寒さの中でも、楽しいことがあればみんなが集うと「夏の納涼祭をそのまま冬に」というコンセプトで始まったものです。

会場がイルミネーションの光に包まれる中、名物のかき氷や金魚すくい、射的などの模擬店のほか、和太鼓の演奏などのステージが会場を盛り上げ、最後は澄んだ夜空を花火が彩りました。

来場者は、指先が凍えるほどの寒さの中、かき氷に挑戦したり、温かいぜんざいに舌鼓を打ったり、真冬のおまつりを満喫しました。



▲寒さを忘れ金魚すくいに熱中

市内中学校で3部門が全国大会へ

第19回全国中学校駅伝大会・第55回日本学生科学賞最終審査

市内中学校で3部門が全国大会へ出場することになり、12月7日、市役所甲南庁舎で壮行会が行われ、それぞれの大会で好成績を収めました。山口県で12月18日に開かれた全国中学校駅伝大会へは、水口中学校男子駅伝部、甲南中学校女子駅伝部が出場し、それぞれ20位、26位と健闘しました。



▲市長から激励を受ける生徒

●国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払証明が必要な方へ

市役所水口庁舎、各旧支所の地域市民センターで無料で発行します。(普通徴収分のみ)
なお、甲賀市の各申告相談会場で申告される人については、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の支払証明は必要ありません。(他の市区町村での支払分を除く)

●国民年金保険料の控除証明書について

国民年金保険料は、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納付した場合と同様に、社会保険料控除としてその年の所得から控除され、税額が軽減されます。

- 平成23年中に国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、確定申告書の提出の際には必ず添付してください。
- 控除証明書に関する照会、再発行の依頼については、日本年金機構へ直接お問い合わせください。

【日本年金機構 控除証明書専用ダイヤル】

☎0570-070-117
☎03-6700-1130 (IP電話用)

問い合わせ 保険年金課 国保年金係
☎65-0688

●農業所得の収支計算

水稻・麦・大豆・出荷野菜等の農作物を栽培されている人は農業所得の収支計算が必要です。

■対象となる作物 水稻・麦・大豆・出荷野菜・茶・果樹・花 等

■収入と必要経費の集計について

収入…出荷伝票、納品書控、通帳等で平成23年中の収入金額
必要経費…平成23年中の収入になる農作物に対する「肥料、農薬、種子、水利費、土地改良費、減価償却費等の経費」

■収支計算方法 収入金額－必要経費＝所得金額

■書類の保存 伝票やJAの組合員勘定も必要です。整理し保存しておいてください。

平成23年分収支内訳書(農業所得用)を作成し、申告相談にお越しください。

●申告相談のお願いと注意事項

申告相談でお待ちいただく時間をできるだけ短くするために次のことにご協力ください。

■必要書類

- ◎申告時には扶養控除等の判定のため、家族全員の所得のわかる書類も持参ください。
- ◎医療費控除を受ける場合は、領収書は医療を受けた人ごとの病院別・支払日順に並べ、「医療費の明細書」に合計額を記載してください。([医療費の明細書]は、税務署、税務課、各支所、申告会場にあります)
※市ホームページ「所得税の確定申告・住民税申告のご案内」からもダウンロードできます。封筒に貼りつけてお使いください。
- ◎振替納税を利用される場合は、申告者本人の口座番号、金融機関名、支店名がわかるものと金融機関へのお届印。
- ◎還付が見込まれる場合は、申告者本人の口座番号、金融機関名、支店名がわかるもの。
- ◎昨年の確定申告書および収支内訳書の控えをお持ちの方は、必ず申告相談に持参してください。
- ◎確定申告書に収支内訳書を付ける必要がある場合は、必ず事前に収支内訳書を作成してご来場ください。

◎次の申告については、受付できませんので、税務署の申告会場で申告をしてください。

- ・譲渡所得(土地・株式等)のある方
- ・住宅借入金(取得)等特別控除を初めて受ける方
- ・雑損控除を受ける方
- ・青色申告の方
- ・消費税の申告
- ・事業所得(農業・営業等所得)の合計収入金額が1,000万円以上の方
- ・納税者が死亡された場合の確定申告(準確定申告)・その他複雑な内容の申告

問い合わせ 住民税(市県民税)について…税務課 ☎65-0679 ☎63-4574
所得税について……………水口税務署 ☎62-0314 (自動音声により案内しております)

●おむつ使用証明書に代わる確認書と障害者控除対象者認定

■おむつ使用証明書に代わる確認書

要介護認定を受けている方で、おむつ代の医療費控除を受けようとする方は、1年目は主治医の「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降はこれに代わり、市が交付する「おむつ代の医療費控除証明必要事項の確認書」で申告することができます。

平成23年中におむつを使用していて、前年に引き続きおむつ代の医療費控除を受けようとする方は申請してください。

ただし、この確認書は要介護認定の主治医意見書の内容により確認いたしますので、前年に主治医の「おむつ使用証明書」を受けておられても、確認書を交付できない場合がございますのでご了承ください。

■障害者控除対象者認定書

ご存じですか。～要介護認定を受けている方は、障害者控除を受けられる場合があります。～

要介護認定を受けている方は、障害者手帳などの交付を受けていなくても、65歳以上で、認知症や寝たきりなど心身の状況が、一定の基準に該当する場合は、申請により「障害者控除対象者認定書」の交付を受けると障害者控除の対象となります。

【対象者】

〈特別障害者控除〉

- ① 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常時介護を必要とし、目を離すことができない状態の方
 - ② 6か月以上寝たきり状態で、排泄、食事、着替えに介助を必要とする方
 - ③ 指定医の診断書等で身体障がいの程度が1級または2級に該当する方
- 〈障害者控除〉
- ④ 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする状態の方
 - ⑤ 指定医の診断書等で身体障がいの程度が3級から6級に該当する方

上記のような状態が見られる方は申請してください。①②④の方は、要介護認定調査票の日常生活自立度を、また③⑤の方は、申請時に提出いただいた診断書等で障がいの程度を確認した後、該当する方については認定となります。

なお、既にこの認定を受けている方は申請の必要はありませんが、認定の時と比べ、認知症や寝たきりの程度に変更がある場合は再度申請が必要となります。

認定書原本は、翌年以降も繰り返しご使用いただけますので、なくさないように保管してください。各申請については市民窓口センター、各地域市民センター(旧支所)地域振興課、長寿福祉課まで提出してください。また該当する方への確認書・認定書は後日郵送にて交付します。

不明な点については、下記までお問い合わせください。

問い合わせ 長寿福祉課 介護保険係 ☎65-0698 ☎63-4085

平成23年分 所得税・住民税

●申告相談開場



所在地：水口町水口 5609 番地



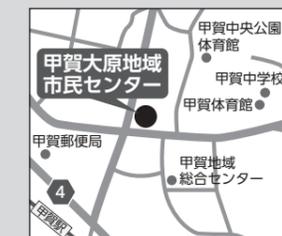
所在地：甲南町野田 810 番地



所在地：土山町北土山 1715 番地



所在地：信楽町長野 1251 番地



所在地：甲賀町相模 173 番地 1

■昔の暮らしに学ぶ 〈山内エコクラブ〉

山内エコクラブからは、土山町山内地区などに住む小学2年生から中学1年生までの計7名が参加。「水と暮らし」をテーマに、同地区内のお年寄りの方に聞き取り調査を行い、節約の知恵などを学びました。



▲創作劇「水は天下のさずかりもの」の練習風景

寸劇や歌を交えながら発表し、選考委員からは「昔の暮らしを振り返ることで、自分たちに何ができるかを考えた、こどもエコクラブ活動をリードする活動であり、震災後の日本に必要なことに通じる」と評価されました。



▲賞状を囲んで、山内エコクラブのメンバー

山内小学校6年の土山紗月さんは「受賞できたことに驚きました。節約の大切さを多くの人に伝えたいです。」と喜びを表しました。

同クラブでは、今回の活動を通して学んだ「水の大切さ」を伝えるために劇を創作し、3月の「春の山内ふれあいコンサート2012」の発表にむけて練習を重ねています。

■全校児童をリードし、エコ活動に取り組む 〈油日小学校エコ委員会〉

油日小学校は、平成12年からエコ・スクール認定校として「自分を大切に 人を大切に 物を大切に 自然を大切に」を合言葉に、全校児童でビオトープを活用した環境学習をはじめ、様々な環境活動に取り組んでいます。

児童会のエコ活動をリードしているエコ委員会は、小学5・6年生の12名が所属しており、交流会では代表の6年生5名が、ごみの減量を呼びかけるヒーローに扮した創作劇「われら4R戦士」を発表しました。また、校内にあるビオトープの生き物や植物の開花情報などを掲載した「エコ新聞」の作成や、

地域固有の水草を食べるアメリカザリガニの駆除といった取り組みを紹介。同委員会のリーダー性が育っていることが評価されての受賞となりました。



▲発表を行う油日小学校エコ委員会の児童

市内2クラブが受賞

—淡海こどもエコクラブ活動交流会—

県内の小中学生らが環境活動に取り組む「こどもエコクラブ」の交流会が12月4日、草津市の県立琵琶湖博物館で開催され、参加した9クラブが1年間の活動を報告しました。市内からは2クラブが参加し、「山内エコクラブ」が最優秀賞である「淡海こどもエコクラブ大賞」に、「油日小学校エコ委員会」が奨励賞に輝きました。



ダイヤモンド滋賀 石川総支配人と中嶋市長

青少年の健全育成のために、このほどダイヤモンド滋賀主催によるチャリティゴルフ大会が同ゴルフ場で開催されました。この大会は、甲賀市の青少年育成のために、北海道日本ハムファイターズの前監督梨田昌孝氏を囲んで毎年開催されているもので、今年で10回を数えます。ゴルフ大会の後には、プロ野球選手の商品によるチャティーオークション会も開催され、サイン入りのバットやユニホームなど約30点がオークションにかけられました。オークションによるものも含めて、市へ寄せられた浄財の全額121万5千円は、青少年の健全育成のために活用することとしています。

梨田昌孝氏を囲んでのチャリティゴルフ大会開催

—市の青少年育成に寄付—



所得税の確定申告・住民税申告のご案内

申告相談受付期間 ▶▶ 平成24年2月16日(木)～3月15日(木) (土・日曜日は除く)

所得税は、納税者が自分で1年間の所得とその税額を計算して申告することとなっています。まもなく申告の受付が始まります。下記の注意事項を読んでいただき、申告をお願いします。

所得税の申告をしなければならないのに、もし期限までに申告しなかったり、誤った申告をしたりすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算金や延滞金も納めなければならない場合があります。また、所得税の申告義務のない方でも、控除対象配偶者や扶養親族となっている場合を除き、国民健康保険税の軽減、後期高齢者医療保険料の算定、所得証明書等の交付などのため、収入がなくても住民税申告が必要となりますので、申告漏れとならないようご注意ください。

●申告が必要な人とは(例示)

■所得税

- ① 所得税が課税される人
- ② 給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ③ 給与所得者で平成23年の途中で退職や転職をした人で年末調整を受けていない人
- ④ 日雇いやパートタイマーなどで働いていた人
- ⑤ 雑損控除、医療費控除、寄附金控除等を受けようとする人

■住民税

- ① 上記に該当するが、計算上、所得税がかからない人
- ② 所得がなく、かつ、家族等の扶養親族または控除対象配偶者ではない人
- ③ 給与所得が年末調整済で、所得税がかかっていない人で、住民税で医療費控除等を受けようとする人

※下記のいずれかに該当する人は、所得税の確定申告は不要ですが、住民税申告が必要です。

- ① 年末調整を受けた給与所得や退職所得以外の所得(農業所得、不動産所得、雑所得など)の合計額が原則として20万円以下の人
- ② 公的年金等の収入金額(2か所以上ある場合は、その合計額)が400万円以下かつ、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が、20万円以下の人(平成23年分から改正)

●申告に必要な書類等

- ア 印鑑(申告書記入時に捺印が必要です)
- イ 家族の中に給与をもらっている人がいれば、それらの人も含めたすべての源泉徴収票
- ウ 国民年金や厚生年金、退職年金などの公的年金等をもらっている人は、公的年金等のすべての源泉徴収票
- エ 一時所得や譲渡所得のあった場合は、その金額のわかる関係書類
注) 譲渡所得のある人は、税務署で申告してください
- オ 不動産所得のある場合は、その内容のわかる支払調書、固定資産税課税明細書等
- カ 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、任意継続の健康保険料を支払っている人は、その領収書(国民年金保険料と国民年金基金保険料の場合は控除証明書を添付)
- キ 生命保険や個人年金の保険料を支払っている人は、支払保険料や掛金の金額などの証明書(いずれも、年末調整で提出した分は除く)
- ク 損害保険(旧長期)の保険料、地震保険の保険料を支払っている人は、支払保険料や掛金の金額などの証明書
- ケ 医療費控除を受けようとする場合は、医療費の領収書、介護費用にかかる厚生労働省指定の領収書、また健康保険組合や生命保険会社等の高額療養費、家族療養給付金、入院給付金等を受けられた場合はその金額のわかる明細書、おむつ使用証明書
- コ 障害者手帳等を交付されている人は、障害者手帳等
- サ ねたきり老人の認定を受けた人は障害者控除対象者認定書
- シ その他、所得の計算や所得控除について必要と思われる書類

楽しく体を動かして
無理なく健康づくり

甲南町で体育指導員さんご指導のもと、運動習慣を定着させるための講習会が開催されました。以前健康推進員が実施した健康づくりのサポーター育成事業に参加された30名あまりの方がゲームを楽しみながら運動をしました。自然に笑顔がこぼれ、曲を口ずさむ人もいました。

〈参加者の感想〉

- * 日頃は運動不足なので、体を動かせて良かったです。
- * 楽しく運動ができ大満足でした。大きい笑い声も出せて楽しかったです。
- * 自治会のサロンやおたっしやクラブに取り入れたい。



▲「雷さんゴロゴロ」を楽しむ参加者

■とても盛り上がったゲームの一つを紹介します■

雷さんゴロゴロ
(準備物：ボール)

- 雷さんを一人決める。
- 他の人は、円になって座る。
- 雷さんは円の外で「ゴロゴロゴロ～ゴロゴロ！ゴ～ロゴロ～」と言う。(早く言ったり、ゆっくり言ったりメリハリをつけるとおもしろい)その間、円になっている人たちは、ボールを隣の人へ回していく。
- 雷さんは折を見て、「ドカン!!」と叫ぶ。その時ボールを持っていた人が次の雷さんになる。



問い合わせ 健康推進連絡協議会事務局(健康推進課) ☎65-0703 ☎63-4591

身近な地震対策シリーズ

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災から17年が経過しました。また、昨年3月11日には東日本大震災が発生し東北地方を中心に甚大な被害がもたらされ、巨大地震の恐ろしさをあらためて感じさせられたところ。

近い将来、東南海・南海地震が発生すると予測され、市内でも大きな揺れが想定されています。

これらのことから、「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えのもと、市内各地で防災訓練等が盛んに行われていますが、いつ起こるかもしれない大地震に対して、平常時の今だからこそ、個人でも準備が必要なのではないでしょうか？次の一例でチェックしてみましょう。

CHECK!

- 家具の固定
 - タンスや本棚を突っ張り棒で天井と固定し転倒防止している。
 - 食器棚の開き戸にストッパーを設置している。
 - テレビ等には、免震シートを貼付している。
 - 家具の配置見直し
 - 家具が倒れてくる方向では寝ていない。
 - もし倒れても逃げ道がふさがらないところに家具を配置している。
 - 非常持ち出し品の用意はできていますか
 - 懐中電灯：目の前を照らすだけでなく、下敷きになった場合には自分の居場所を知らせることができます。
 - 携帯ラジオ：情報収集として有効。電話テレビ等がつかない場合、大切な情報源となります。
 - 非常食・水：1～3日間、自分でやり過ぎる分を用意。
- その他、貴重品・医薬品・携帯トイレさらには、必要な方はオムツや生理用品も用意しておきましょう。

問合センター
危機管理課
☎65・0665
☎63・4619

問合センター

～安定した制度で高齢者医療を守るために～
後期高齢者医療制度のしくみ

後期高齢者医療制度は、各都道府県単位の「広域連合」を運営主体として、75歳以上の方(および一定以上の障がいにより認定を受けた65歳以上の方)を対象としています。

後期高齢者医療制度の被保険者の医療費の財源は、

- 公費(国・県・市町が負担するお金) …約5割
- 支援金(75歳未満の方が負担するお金※障がい認定により後期高齢者医療にご加入の65歳以上の方を除く) …約4割
- 後期高齢者医療の被保険者が納める保険料 …約1割

となっており、高齢者の方も含め、国民全体で支えあう制度です。

医療費は高齢化の進展や医療の高度化により年々増加しています。医療費の増加は制度の財政を圧迫し、皆様にご負担いただく保険料の増額にもつながりかねません。限りある医療費の適正化のためにも、健康や医療について考えてみましょう。



ここがけましょう、受診のマナー ～医療機関での適正な受診を～

- ①休日や夜間に救急医療機関を受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。
- ②同じ病気で複数の医療機関を必要以上に受診するのはできるだけ控えましょう。重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響がある心配があります。
- ③後発医薬品(ジェネリック医薬品)は先発医薬品と同等の効能効果を持ち、費用もおおむね安く済みますので、医療機関窓口で利用について相談してみましょう。

問い合わせ 甲賀市保険年金課 ☎65-0689 ☎63-4681 または 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077-522-3013

鳥獣害対策ニュース No.34

今回は鳥獣侵入防止柵設置事業
について紹介します

●事業の目的

野生鳥獣による農作物被害が増大するなか、安心して農業ができる環境を整備することを目的に、市では今年度、鳥獣被害防止総合対策交付金を受け、市内34の集落で鳥獣侵入防止柵の設置が行われています。

この事業では、侵入防止柵の自力施工を行う場合に事業の対象となるため、昨年度に要望された集落が、市から納品された資材を使用して、侵入防止柵を設置されています。資材はインシシシカ用の金属性フェンスで、高さは一8mとなっています。

●事業実施についての経緯

事業実施に当たっては、要望集落への事業説明会のほか、市内4カ所で、侵入防止柵の設置方法の現場説明会も開催され、集落において実際に設置する現場での注意点が確認されています。

資材の納品については、地元集落関係者と市による実施予定箇所の現地確認後、各集落の実施距離に応じた資材が納品されています。



侵入防止柵設置の様子(水口町蟻峨)

事業の実施箇所については、各集落の要望箇所に基づくものとなりますが、侵入防止柵の効果設置についての作業効率・道路の安全な通行の確保等を総合的に議論したうえで、集落で合意形成することが大切です。

当事業は平成23年度事業として、現在各集落により設置中であり、今年度末には、34集落の合計で約150kmの侵入防止柵が完成することになり、これによりいつその被害防止への効果が期待されます。

問合センター
産業経済部 鳥獣害対策室
☎65・0734
☎63・4592

子育て支援センターだより 2月

水口子育て支援センター
☎65-5511
(利用時間)月～土 9:00～17:00

あかちゃんひろば
▶日時: 21日(火)10:00～11:30

ぴょんぴょんひろば
▶日時: 14日(火)10:00～11:30

キッズランド「ひな飾りをつくろう」
▶日時: 7日(火)10:00～11:30
▶持ち物: のり、はさみ

あかちゃんルーム
▶日時: 6、13、20日(月)13:30～15:00
▶対象: 生後2、3か月頃からの未就園児とその保護者
6日 H23.9月生まれ
13日 H23.10月生まれ
20日 H23.11月生まれ

子育て講座「親子でリズム体操」
▶日時: 13日(月)10:00～11:00
▶対象: 1歳10か月～2歳半までの未就園児とその保護者
▶持ち物: タオル
▶その他: 要申込 先着10組

出前ひろば
▶日時: 3、10日(金)10:00～11:30
▶対象: 未就園児とその保護者
3日 貴生川公民館
10日 柏木公民館

土山子育て支援センター
☎66-0375
(利用時間)月～金 9:00～17:00

あかちゃんひろば
▶日時: 15日(水)10:00～11:30

ぴょんぴょんひろば (節分・鬼さんとあそぼう)
▶日時: 3日(金)10:00～11:30

キッズランド
▶日時: 7日(火)10:00～11:30

おひさまポケット
▶日時: 22日(水)11:00～11:30
▶対象: 0歳からの未就園児とその保護者

甲賀子育て支援センター
☎88-8115 ☎88-8145
(利用時間)火～土 9:00～17:00

あかちゃんひろば
▶日時: 3日(金)10:00～11:30
▶持ち物: パスタオル

ぴょんぴょんひろば「食育」
▶日時: 21日(火)10:00～11:30
▶その他: 要申込 先着15組 実費負担有り

キッズランド「ひなまつり」
▶日時: 28日(火)10:00～11:30
▶持ち物: はさみ、のり

あかちゃんルーム
▶日時: 10、17、24日(金)10:00～11:30
▶対象: 0～1歳までの未就園児とその保護者
▶持ち物: パスタオル

出前ひろば
▶日時: 14日(火)10:00～11:30
▶対象: 未就園児とその保護者
▶場所: 上野教育集会所(直接お越しください)

パパッとあつまれ「思い出絵本作り」
▶日時: 25日(土)10:00～11:30
▶対象: 0歳からの未就園児とその保護者
▶持ち物: はさみ、のり、写真、折り紙、リボン、布など
▶その他: 材料費250円
▶定員: 10組

甲南子育て支援センター
☎86-0949
(利用時間)月～金 9:00～17:00

あかちゃんひろば
▶日時: 6日(月)・14日(火)10:00～11:30
▶対象: 6日 6か月までの赤ちゃん
14日 7か月から1歳までの赤ちゃん

ぴょんぴょんひろば
▶日時: 10日(金)・20日(月)10:00～11:30
▶対象: 10日 1歳9か月～2歳半頃の未就園児
20日 1歳～1歳8か月頃の未就園児

キッズランド「おひなさまを作ろう」
▶日時: 16日(木)10:00～11:30
▶持ち物: のり・手拭きタオル

ほっこりルーム
▶日時: (9:30～11:30)
8、22、29日(水)・28日(火)
(13:00～15:00)
7、14、21、28日(火)・1、8、15、22日(水)・3、10、24日(金)
(13:00～16:00)
17日(金)
▶その他: 要予約

オープンルーム
▶日時: (9:30～11:30)
2日(木)・13、27日(月)
(13:00～15:00)
6、13、20、27日(月)・9、16、23日(木)
※2日11:00～11:15はおはなし会もあります
ハートフルミニコンサート
▶日時: 7日(火)10:30～
▶場所: 甲南青少年研修センター

信楽子育て支援センター
☎82-2799
(利用時間)火～土 9:00～17:00

あかちゃんひろば
▶日時: 2日(木)10:00～11:30
▶対象: 0～1歳のあかちゃんとその保護者
妊娠中のお母さんとお父さん

ぴょんぴょんひろば
▶日時: 7、21、28日(火)10:00～11:30
▶対象: 7日 H22.4月～H22.9月生まれ
21日 H21.4月～9月生まれ
28日 H21.10月～H22.3月生まれ

キッズランド「節分あそび」
▶日時: 3日(金)10:00～11:30
▶対象: 2歳半以上の未就園児とその保護者

じいじ&ばあばと遊ぼうひろば「小物入れづくり」
▶日時: 8日(水)10:00～11:30
▶対象: 未就園児とその祖父

サークルはじめましての会
▶日時: 14日(火)10:00～11:30
▶対象: H23年1月～3月生まれの未就園児とその保護者

いないいないばあのおへや
▶日時: 16日(木)10:30～11:30
▶対象: 0～1歳6か月の未就園児とその保護者

パパッとあつまれ!「ひな人形づくり」
▶日時: 25日(土)10:00～11:30
▶対象: 未就園児とそのお父さん

親子の自由なスペース「つどいの広場」
▶開催日時/火・水・金曜日 10時～15時
▶場所/甲南青少年研修センター
▶対象/市内在住のおおむね0～3歳のお子さんと保護者 ※参加無料
問/社会福祉課 児童家庭支援係
☎65-0705/☎63-4085

お知らせ

要介護認定・要支援認定更新手続きのご案内

現在、要介護・要支援認定を受けておられる方で介護保険被保険者証に書かれている有効期間が平成24年1月31日までの方には、更新申請書を12月初旬に送付させていただきました。今後も継続して介護保険サービスの利用をご希望の方で、更新申請手続きがお済みでない方は、平成24年1月31日(火)までのなるべく早い時期に最寄りの地域市民センター(旧支所庁舎)または市民窓口センター、水口社会福祉センター内の長寿福祉課で手続きを行ってください。
問/長寿福祉課 介護保険係
☎65-0697/☎63-4085

人権教育連続セミナー

■第14回
●日時/2月10日(金)19時30分～21時
●場所/土山開発センター
●内容/《講演》『とんとんとん!心の扉を開けてください』
●講師/おはなしキャラバン隊 言夢(守山地域総合センター)
※入場無料。手話通訳あり。
問/人権推進課
☎65-0693/☎63-4582

法律相談

●日時/1月19日(木)13時～16時
●場所/甲賀市役所 甲南庁舎
●日時/1月26日(木)13時～16時
●場所/水口社会福祉センター
●日時/2月2日(木)13時～16時

日本語学習支援指導者学習会

●日時/2月26日(日)10時～12時
●場所/自主活動センターきずな2階会議室
●受講料/会員・無料 非会員・500円
●定員/15名
●内容/日本語を母語としない外国の方に「敬語の使い方」を教えるには 他
●講師/同志社大学日本語・日本文化教育センター講師 原田朋子先生
問/甲賀市国際交流協会事務局
☎/☎0748-63-8728

乳幼児親子対象の催し 2月の予定

乳幼児期の子どもを持つ保護者の方が、親子の絆を深め心豊かな子どもを育てていくことを応援するため、市内の施設でいろいろな事業を行っています。
※参加対象は市内の未就学児とその保護者です。どの地域の活動にも参加していただけます。
※講座の詳しい内容は各担当にお問い合わせください。

家庭教育支援事業
こども未来課
問・申/☎86-8171/☎86-8380

★親子食育講座
『親子で楽しいみそ作り体験』
●日時/13日(月)10:30～12:00
●場所/かえで会館(甲南町)
●対象/2歳～未就園児とその保護者
●定員/要申込・12組
●参加費/親子1組1,500円(みそ3kgを持ち帰ります)
●持ち物/エプロン・三角巾・上靴(子どものみ)・保存容器・手拭タオル・お茶、おはし

★乳幼児おはなし広場(同じ内容で2回開催)
●日時/28日(火)10:30～10:50、11:00～11:20
●場所/水口図書館
●対象/0・1・2歳児とその保護者

児童館事業
★にんくる子育て広場
おやつ作り『びっくり玉作り』
～ベビーカステラの中にはなにがはいているかな?～
問・申/☎88-5692/☎88-5696
●日時/17日(金)10:00～11:30
●場所/にんくる児童館(相模教育集会所)
●材料費/150円
●定員/10組(要申込・先着順)
●持ち物/エプロン・三角巾・マスク
※申し込み締め切りは2月13日(月)

★かえで子育て広場「リトミック」
問・申/☎86-4363
●日時/16日(木)10:30～11:20
●場所/かえで会館
●対象/2歳～4歳の子どもと保護者
●定員/20組(要申込)
※運動のできる服装で参加してください。

★たけのこ子育て広場「のびっこ」
『たまごの殻で人形作り』
問・申/☎82-2361/☎82-3616
●日時/20日(月)10:00～12:00
●場所/たけのこ児童館(西教育集会所)
●定員/先着15名(要申込)

公民館事業
★スマイルキッズ
問・申/信楽中央公民館
☎82-8075/☎82-2463

『文化伝承～昔あそびいろいろ～』
●日時/10日(金)10:00～12:00
●場所/信楽中央公民館
●定員/未就学児とその保護者20組(要予約)
●持ち物/飲み物
『クッキング～身近な食品を使って～』
●日時/24日(金)10:00～12:00
●場所/信楽中央公民館
●定員/未就学児とその保護者20組(要予約)
●参加費/300円

※場所の掲載がないものは、各子育て支援センターで行います。
※子育て広場の対象は、右記のとおりです。お気軽におこしください。

あかちゃんひろば……0～1歳の未就園児とその保護者
ぴょんぴょんひろば……1～2歳半の未就園児とその保護者
キッズランド……2歳半以上の未就園児とその保護者
※お茶、タオル、着替え、帽子など、各自必要な持ち物をお持ちください。

人権なんでも相談

法務大臣が委嘱した人権擁護委員が、日常生活での悩みごとや心配ごとのほか、地域や職場でのトラブルや差別など、様々な相談に応じます。申し込みは不要です。

開催日/場所

- 6日(月) 土山開発センター2階談話室
- 6日(月) 甲賀大原地域市民センター1階第1相談室
- 9日(木) 水口社会福祉センター2階相談室
- 10日(金) 信楽開発センター1階会議室F
- 21日(火) 甲南庁舎2階団体室

時間/13:30~16:00

問/人権推進課 ☎65-0694 ☎63-4582

男女の悩みごと相談

家庭や地域・職場での人間関係、男女間のトラブルなど、暮らしの中での様々な悩みごとに応じます。

相談窓口/☎65-0751

開催日/

- 1日(水)・3日(金)・6日(月)・8日(水)・10日(金)・13日(月)・15日(水)・17日(金)・20日(月)・22日(水)・24日(金)・27日(月)・29日(水)

場所/水口庁舎1階人権推進課内相談室

時間/9:00~16:00

※相談方法:電話または面接相談(面接相談は事前予約が必要)

問/人権推進課 ☎65-0695 ☎63-4582

行政相談

総務省が委嘱した行政相談委員が国の仕事や特殊法人の業務について相談に応じます。申し込みは不要です。

滋賀行政評価事務所「行政苦情110番」

☎0570-090110

☎077-525-1149

開催日/場所

- 6日(月) 水口社会福祉センター
- 6日(月) 土山開発センター
- 9日(木) かふか生涯学習館
- 15日(水) 信楽開発センター
- 17日(金) 甲南庁舎2階団体室

時間/13:30~16:00

問/生活環境課 ☎65-0686 ☎63-4582

相談コーナー

コ

ー

ナ

ー

2月

相談は無料ですので、お気軽にお越しください。

結婚相談

市が委嘱した結婚相談員が各地域で結婚を希望される方の相談に応じます。申し込みは不要です。

開催日/4日(土)・18日(土)

場所/水口庁舎南別館1階、甲南農村環境改善センター

時間/13:00~16:00

問/農業振興課 ☎65-0711 ☎63-4592

教育相談

主に小・中学生に関する悩みごとや困りごとについて、臨床心理士等の専門相談員が相談に応じます。予約制となっています。

場所/学校、市役所甲南庁舎、甲賀市適応指導教室など(ご相談ください)

問/学校教育課(こども教育支援係)

☎86-8100 ☎86-8196

問い合わせ受付時間/

土・日・祝日を除く 8:30~17:15

就労相談

就職・転職のための情報提供や公共職業安定所への取り次ぎを行います。また、雇用保険の受給者の方の就職活動としてもご利用いただけます。申し込みは不要です。

【午前】開催日/場所

- 1日・8日・15日・22日・29日(水) 梅田会館
- 1日・8日・15日・22日・29日(水) 西教育集会所
- 2日・9日・16日・23日(木) 牛飼教育集会所
- 2日・16日(木) 清和会館
- 7日・14日・21日・28日(火) かえで会館
- 8日・22日(水) 伴谷公民館
- 9日・23日(木) 土山地域市民センター
- 14日・28日(火) 新城教育集会所

時間/9:30~11:30

【午後】開催日/場所

- 1日・15日(水) 水口中央公民館
- 1日・15日(水) かふか生涯学習館
- 3日・17日(金) 泉教育集会所
- 3日・17日(金) 相模教育集会所
- 3日・10日・17日・24日(金) 信楽開発センター
- 7日・21日(火) 宇川会館
- 8日・22日(水) 上野教育集会所
- 10日・24日(金) 大久保教育集会所

時間/13:30~15:30

問/商工政策課 ☎65-0710 ☎63-4087

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29			

甲賀図書館情報館

開館時間:10:00~18:00
☎88-7246 ☎88-7005

催し	
11 土	14:00~15:00 おはなし会と工作
25 土	11:00~11:30 おはなし会
26 日	14:00~15:50 日曜映画会「アヒルと鴨のコインロッカー」
27 月	11:00~11:30 おはなし会 *乳幼児向け

移動図書館	地域	小学校
7 火	大原学区	大原小学校
14 火	油日学区	油日小学校
21 火	佐山学区	佐山小学校
28 火	大原学区	大原小学校

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29			

土山図書館

開館時間:10:00~18:00
☎66-1056 ☎66-1067

催し	
11 土	15:30~16:00 おはなし会
25 土	15:30~16:00 おはなし会

移動図書館	小学校
15 水	山内小学校
15 水	鮎河小学校

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29			

水口図書館

開館時間:10:00~18:00
☎63-7400 ☎63-4737

催し	
4 土	14:00~14:30 おはなし会
12 日	14:00~15:00 おりがみ教室 *大人向け
18 土	14:00~14:30 おはなし会
28 火	①10:30~10:50 おはなし会 ②11:00~11:20 *乳幼児向け

移動図書館	地域	小学校
1 水	伴谷方面	伴谷小学校
6 月	松尾・岩上方面	伴谷東小学校
7 火	柏木・伴谷方面	柏木小学校
8 水		水口小学校
13 月		綾野小学校
14 火	貴生川方面	貴生川小学校

らいぶらりん

今年は森鷗外の生誕150年目の年です。その鷗外が生まれる前年、祖父の森白仙が、参勤交代の移動中に病気のため土山宿で亡くなりました。『小倉日記』の中で、鷗外は土山を訪れたことについて記していますが、世界に名だたる文豪が、わがまちについて記述を残していることに愛着を感じる方も多いのではないのでしょうか。他にも、最初の章で甲賀の油日や櫛野の魅力を取り上げている白洲正子の『かくれ里』など、甲賀市について書かれた紀行文や物語はたくさんありますが、どれも自然豊かで飾らない甲賀市の風土が表現されていてとても感銘を受けます。

甲賀市に暮らす皆様自身も、今のこのまちの姿を文章やイラスト、写真などに留めてみれば、何十年、何百年と時を経た後に、それはとても大切な郷土の資料になるかもしれません。

図書館がまちの記録と記憶を集約する施設となれるよう、これからきめ細かい郷土資料の保存・提供に努めていきます。

甲賀市図書館ホームページ
<http://lib.city.koka.shiga.jp/>

2月 図書館だより

●: 休館日 ○: 閉館作業日
□: 特別整理休館日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29			

開館時間:10:00~18:00
☎82-0320 ☎82-3921

催し	
2 木	11:00~11:30 おはなし会 *乳幼児向け
11 土	16:00~17:00 おはなし会
12 日	19:30~21:00 ヴァイオリンとピアノによるヴァイオリン・コンサート
25 土	16:00~17:00 おはなし会
26 日	15:00~16:00 ティータイム・ギターコンサート

移動図書館	小学校
16 木	多羅尾小学校
17 金	朝宮小学校
22 水	雲井小学校
23 木	信楽小学校
24 金	小原小学校

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29			

開館時間:10:00~18:00
(金曜日は21:00まで)
☎86-1504 ☎86-1505

催し	
3 金	13:30~15:30 対面朗読 *事前予約要
11 土	11:00~11:30 おはなし会 *乳幼児向け
17 金	13:30~15:30 対面朗読 *事前予約要
19 日	11:00~ ふるるえいがかい「大造いさんとガン」
19 日	14:00~ ふるる日曜名画座「アレクセイと泉」

移動図書館	小学校
24 金	14:00~14:20 紙芝居を楽しもう
25 土	14:00~14:30 おはなし会 *事前予約要

甲賀市の花・木・鳥



花 ササユリ 木 スギ 鳥 カワセミ

● 今月の納税等 ●

- 市県民税(4期)
- 国民健康保険税(10期)
- 保育料・幼稚園使用料
- 介護保険料(10期)
- 後期高齢者医療保険料
- 公共下水道使用料・農業集落排水施設使用料・処理施設使用料

納期限は1月31日(火)です

市税等の納付には、便利な「口座振替」をご利用ください。

編集・発行

甲賀市役所

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地
☎0748-65-0650 ㊟0748-63-4554

甲南庁舎

甲賀市甲南町野田810番地
【上下水道部】
☎0748-86-8000 ㊟0748-86-8032
【教育委員会】
☎0748-86-8002 ㊟0748-86-8380

市民窓口センター

甲賀市水口町水口6053番地
☎0748-62-1621 ㊟0748-63-4086

土山地域市民センター

甲賀市土山町北土山1715番地
☎0748-66-1101 ㊟0748-66-1564

甲賀大原地域市民センター

甲賀市甲賀町相模173番地1
☎0748-88-4101 ㊟0748-88-3104

甲南第一地域市民センター

甲賀市甲南町野田810番地
☎0748-86-4161 ㊟0748-86-8029

信楽地域市民センター

甲賀市信楽町長野1203番地
☎0748-82-1121 ㊟0748-82-3415

※上記4つの地域市民センターは、旧支所の地域市民センターで、従来の支所機能を有します。

「広報あいこうか」がホームページでもご覧いただけます!

● 甲賀市ホームページ
<http://www.city.koka.lg.jp/>

『広報あいこうか』の名称は市民憲章のそれぞれの頭文字を並べてできる「あい こうか」から名付けています。市民憲章とともに皆さんに親しまれる広報紙をめざします。



この印刷物は、有害な廃液を排出しない水なし印刷を採用しています。また、大豆油インキを配合した植物油インキと適切に管理された森林の木材を利用したFSC認証紙を使用しています。



▲お話を伺った西居社長

鋼材を削り出し、溶接、研磨な
長年培った技術で
あらゆる要望に応える

■ 高度な金属加工技術でものづくりを支える

■ 新光工業株式会社

■ <http://www.shinkou-kogyou.jp/>

どの工程を経て図面通りの形状、寸法に製品を作り上げます。特に、治工具については、部品の元となるものなので、百分の一ミリ、千分の一ミリの正確さが求められます。そういった機械加工の分野において、どのような形状、また、どのような精度の高さであつても対応が可能で技術と設備を備えていることが当社の強みです。多種少量、一品からでも対応でき、現在は約500種類もの製品を扱っています。また、長年の経験を活かして、材質や加工方法などについても、ご要望にそえるよう提案もしています。

価値ある製品をめざして

「働きたい甲斐がある会社・信頼される会社・日々伸びる会社」を社



▲高度な設備により高品質を維持



複雑な面加工が必要な製品の一例▶

是に、お客様の満足を得られる、どこよりも優れた製品をめざし、これからも時代に応じた設備の増強や新技術の開発に日々努力していきます。

(代表取締役社長 西居庄蔵氏談)

DATA

設立 昭和34年
従業員数 30名
所在地 水口町城東1番地37
☎62-4184 ㊟62-2347

甲賀市工業会についての問い合わせ

甲賀市工業会事務局(商工政策課)
☎65-0709 ㊟63-4087

*このコーナーでは、甲賀市工業会に加盟されている、ものづくり企業を紹介していきます。



甲賀ボン蔵 ©2008 甲賀市工業会

編集後記

今回、高齢者ボランティア活動に参加されている方の取材をさせていただきました。

どなたにお伺いしても、活動や趣味に積極的に取り組まれ、楽しんで毎日を過ごしているとお話で、特に「自分の人生を楽しむのは、自分次第」と前向きな姿がとても印象に残りました。

紙面づくりに追われ、時には逃げ出したくなる自分にとって、励まされた気がします。

今年は、市民の皆さんの笑顔あふれる元気いっぱいの広報紙をめざし、楽しんで取り組んでいきたいと思ひます。①

